

平成30年10月22日

【照会先】

(代表電話) 03(5253)1111

大臣官房会計課監査指導室

室長 村井 完也 (内線7210)

(直通電話) 03(3595)2094

子ども家庭局総務課少子化総合対策室

室長 森田 博通 (内線4821)

(直通電話) 03(3595)2493

社会・援護局援護企画課

課長 泉 潤一 (内線3405)

(直通電話) 03(3595)2235

社会・援護局援護・業務課

課長 野竹 司郎 (内線3422)

(直通電話) 03(3595)2457

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 付

賃金福祉統計室

室長 中原 慎一 (内線7651)

(直通電話) 03(3595)3147

報道関係者 各位

会計検査院による厚生労働省に対する実地検査の結果（データ入力等請負等業務における監督、検収等）、総務省による「行政機関・独立行政法人等における個人情報等の取扱いに関する委託契約の調査」の結果（厚生労働省関係）及び今後の対応について（(株)SAY企画案件関連）

日本年金機構と(株)SAY企画との契約において契約に即した履行がなされなかった案件があったこと等を踏まえ、厚生労働省が(株)SAY企画と契約した平成25～29年度の案件について、契約に即した履行がなされているかなどの確認を先に行った結果、本年7月27日、それまでの確認の中で明らかになった案件について、契約に即した履行がなされなかったこと、(株)SAY企画に対して損害賠償請求及び指名停止を行ったこと、当省職員の対応にも問題があったことなどを公表しました。

今般、会計検査院の当省に対する実地検査により、当省が(株)SAY企画等4社と契約した平成25年度及び平成27～29年度の5案件について、履行期限までに業務が完了していないのに、完了したとする事実と異なる検査調書を作成し、これに基づいて代金を支払っていたことが確認されました。また、当省が(株)SAY企画と契約した平成25～27年度の4案件について、当省の承認なく、業務の一部を下請けさせていたこと（再委託）が確認されました。これらを受けて、会計検査院から当省に対して、会計法令等に従った適正な契約事務を実施し、契約の適正な履行等を確保するよう、検査職員・監督職員等に対する会計法令の遵守の周知徹底、業者に対する契約条項の遵守の周知徹底等の改善処置を求められたところです。

また、総務省において、行政機関等が行った個人情報等に関する業務委託(平成29年度に係るもの)について、契約(再委託の禁止・事前承認等)に反して再委託が行われていないか等の調査が行われました。その結果、当省関係では、契約に反した再委託について、当省で4件、当省所管法人で13件の合計17件が確認されました。調査結果を踏まえ、総務省において、行政管理局長通知の改正等により、子会社への再委託も再委託の制限の対象であることなどについて、行政機関等への注意喚起が行われました。

厚生労働省としては、これらの事案が発生したことを重く受け止め、本年7月に公表した(株)SAY企画との契約事案を含め、引き続き事実関係の確認を進めるとともに、検査職員・監督職員に対する実務研修の実施、契約事務の進捗を一元的に管理する仕組みの構築、組織的な業務実施の徹底、業者に対する契約条項の遵守の徹底等により、再発防止、経理事務の適正化等を図ってまいります。

記

1. 会計検査院の厚生労働省に対する実地検査結果(データ入力等請負等業務における監督、検収等)

会計検査院が、厚生労働本省と(株)SAY企画等との契約について、業者への実地検査を行うなどした結果、次の事案が確認された。

(1) 履行期限までに業務が完了していないのに、完了したとする事実と異なる検査調書を作成し、これに基づいて代金を支払っていた事案

雇用均等・児童家庭局(現：子ども家庭局)及び社会・援護局と(株)SAY企画等4社との次の5契約について、当該局の検査職員等は、履行期限までに業務が完了していない状況で、事実と異なる検査調書を作成するなどして、代金を支払っていた。

※ 現在は、業務が完了し、成果物が納品されている。

[雇用均等・児童家庭局(現：子ども家庭局)分]

① 平成27年度地域児童福祉事業等調査データ作成及び集計等業務

- ・ 保育を中心とした児童福祉行政施策を推進するため、その基礎資料を得ることを目的とした標記調査について、データ作成及び集計を行う業務
- ・ 平成27年度に(株)SAY企画と契約(支払金額：2,359千円)

② 平成27年度乳幼児栄養調査調査票のデータ作成及び集計表の作成業務一式

- ・ 全国の乳幼児の食事の状況等の実態を把握し、乳幼児の食生活改善等のための基礎資料を得ることを目的とした標記調査について、データ作成及び集計を行う業務
- ・ 平成27年度に(株)東水戸データサービスと契約(支払金額：988千円)

[社会・援護局分]

③ 平成25年度画像情報検索システムのデータ登録及び機能改修等業務

- ・ 電子化された旧陸海軍の人事資料等を、戦没者等援護関係資料画像情報検索システムに登録する業務
- ・ 平成25年度にクボタシステム開発(株)と契約(支払金額：8,694千円)

④ 中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業に係る映像資料制作業務一式

- ・ 中国残留邦人等の体験や労苦を次世代に継承していくにあたり証言映像をホームページ等で広く公開するため、中国残留邦人等に面会して証言を収録・編集し、映像データ等の制作を行う業務
- ・ 平成28年度に(株)アエラスと契約(支払金額：2,138千円)

⑤ 平成29年度中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業に係る映像資料制作一式

- ・ 上記④と同一の業務
- ・ 平成29年度に(株)アエラスと契約(支払金額：2,678千円)

(2) 当省の承認なく業務の一部を下請けさせていた（再委託）事案

社会・援護局及び大臣官房統計情報部（現：政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））と（株）SAY 企画との次の 4 契約について、（株）SAY 企画が、当省の承認なく、業務の一部を下請けさせていた（再委託）。

※ 当省において、個人情報の取扱状況について確認を進めている。

[社会・援護局分]

① 戦没者等援護関係資料の電子化業務（25 年度）

- ・ 旧陸海軍の人事資料等を、スキニングの上でデータ登録するための電子化を行う業務
- ・ 平成 25 年度に（株）SAY 企画と契約（支払金額：105,658 千円）

② 戦没者等援護関係資料の電子化業務（26 年度）

- ・ 上記①と同一の業務
- ・ 平成 26 年度に（株）SAY 企画と契約（支払金額：84,951 千円）

③ 戦没者等援護関係資料の電子化業務（26 年度追加）

- ・ 上記①と同一の業務
- ・ 平成 26 年度に（株）SAY 企画と契約（支払金額：20,502 千円）

[大臣官房統計情報部（現：政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）分）]

④ 平成 27 年賃金構造基本統計調査調査票入力業務の請負

- ・ 労働者の賃金の実態を、就業形態・職種・性別・年齢階層・勤続年数別等に明らかにすることを目的とした標記調査について、調査票に基づき所要データの入力を行う業務
- ・ 平成 27 年度に（株）SAY 企画と契約（支払金額：8,964 千円）

2. 総務省の「行政機関・独立行政法人等における個人情報等の取扱いに関する委託契約の調査」の結果（厚生労働省関係）

(1) 調査対象

① 保有個人情報

行政機関等個人情報保護法の対象となる全ての行政機関・独立行政法人等の保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する契約であって、平成 29 年度の一部又は全部を契約期間に含むもの

② 統計調査の調査票情報等

行政機関・届出独立行政法人等における調査票情報等の取扱いに関する委託契約であって、平成 29 年度の一部又は全部を契約期間に含むもの

(2) 調査結果（厚生労働省関係）

① 保有個人情報

確認契約件数 3,493 件（当省：778 件、当省所管法人：2,715 件）のうち、契約に反して再委託が行われたものは 16 件（0.5%）（当省：3 件、当省所管法人：13 件）。個人情報漏えい等の重大な不適切事案はなかった。

- ・ 委託先との関係で見ると、委託先の子会社への再委託：1 件
- ・ 委託業務の内容で見ると、職員の健康診断：3 件、その他の医学的な検査：6 件

② 統計調査の調査票情報等（厚生労働省関係）

確認件数 121 件（当省：121 件、当省所管法人：0 件）のうち、契約に反して再委託が行われたものは 1 件（0.8%）（当省：1 件、当省所管法人：0 件）。調査票情報等漏えい等の重大な不適切事案はなかった。

このほか、委託先又は再委託先において、契約に沿った管理体制が取られていない、管理体制変更の報告を複数回怠るといった、個人情報の管理体制が不適切であることが確認された事例が 2 件（本

年3月に日本年金機構が公表した事案及び本年7月に当省が公表した事案であり、いずれの案件も契約を解除済み）。

3. 厚生労働省の今後の対応

(1) 再発防止の徹底

上記1及び2で確認された事案について、同様の事案が発生することのないよう、以下の取組を実施し、再発防止を徹底する。

① 職員の会計法令の遵守を徹底する。

- ・ 契約に携わる全ての検査職員・監督職員（事業実施課室の担当者等）に対して実務研修を実施する。

② 個人情報が含まれるデータ入力業務について、業者の選定方法を厳格化する。

- ・ 成果の質を確保するため、総合評価落札方式（価格のほか、業者の履行能力を評価して落札者を決定する方式）による調達を原則とする。
- ・ 全省庁統一資格（A～D等級）の本来等級、或いは直近上位又は下位を加えた2等級の設定とする運用に見直す。

③ 業者の契約条項の遵守を徹底する。

- ・ 個人情報を取り扱う業務については、履行開始前に落札業者から事業実施部局に提出させている作業計画書の審査マニュアルを新たに作成し、履行開始前の業者の履行能力の審査を厳格化する。
- ・ 個人情報を取り扱う業務については、事業実施部局の監督職員が、業者に対して立入調査を行うこととする。立入調査については、契約後1か月以内に業者の作業場所等において行うことを原則とし、個人情報の管理状況、作業の管理・実施体制等の確認を行う。
- ・ 厚生労働省に、業者の従業員からの契約条項の遵守状況に関する通報窓口を設置した上で、業者との契約において、業者が当該通報窓口を社内に周知し、周知したことを当省に報告する。

④ 契約事務の進捗を一元的に管理する。

- ・ 政府予算案の内示後、事業実施部局から会計担当部局に対し、翌年度調達案件を登録した上で、会計担当部局が定期的に契約事務の進捗状況を確認し、スケジュールの遅延等が生じた場合には、事業実施部局に対して注意喚起を行う仕組みを構築する。

⑤ 事業実施部局における調達業務の組織的な進捗管理を徹底する。

- ・ 事業実施部局において、管理監督者が、チェックリストを活用して、業者の履行期間等が契約の適正な履行を確保する上で十分となっているか、計画通りに作業が進捗しているか等を確認する。

⑥ 成果物の納品が行われたことの確認を徹底する。

- ・ 成果物の納品が行われたことを確認した上で支払いを行うことを徹底するため、支払いに当たっては、事業実施部局から会計担当部局に対して、検査職員が作成した検査調書に加えて、成果物の納品が行われたことを客観的に確認できる写真等、管理監督者が成果物の納品を確認した結果を記載したチェックシートを提出する。

(2) 当省関係職員及び業者に対する厳正な対処

引き続き事実関係を確認した上で、当省関係職員及び業者の処分等厳正に対処する。

(参 考) 平成 30 年 7 月 27 日公表「厚生労働省と株式会社 SAY 企画の契約について」(概要)

1. 福島第一原発作業員の健康管理システムに係るデータ入力業務

(1) 概要

- ・ 福島第一原発作業員の健康管理システムに追加データを入力する業務を平成 29～31 年度の 3 か年契約で、(株)SAY 企画に発注していた。
- ・ (株)SAY 企画が誤ってデータを複数回入力した結果、正しい被ばく線量よりも高い数値が登録された。(平成 29 年 12 月 26 日に公表済み)

(2) 対応

- ・ 4 月 27 日付で(株)SAY 企画に契約の解除を通知した。また、契約の解除等に伴う損害賠償請求を行った。
- ・ 業務を再開するため、速やかに入札を行い、他の事業者が発注する。

2. 戦没者等援護関係資料の電子化業務

(1) 概要

旧陸海軍の人事資料等を、スキャニングの上でデータ登録するための電子化を行う業務を(株)SAY 企画に発注していた。

①(株)SAY 企画において、以下のような問題があった。

- ・ 平成 29 年度契約では、納入期限に大部分が納品されていない(現在も未履行)。
- ・ 平成 28 年度契約では、納入期限である年度末に未履行であったが、請求書を作成し、支払いを受けた。

②当省職員にも、以下のような問題があった。

- ・ 平成 28、29 年度の契約では、年度越えの納品を認容する趣旨の発言をしていた。
- ・ 平成 28 年度契約では、納入期限である年度末に未履行であったが、検査調書を作成し、(株)SAY 企画に請求書を作成させた。

(2) 対応

- ・ (株)SAY 企画に対し、契約の不履行等に伴う損害賠償請求を行った。
- ・ 平成 29 年度契約分が未履行であるため、速やかに入札を行い、他の事業者が発注する。
- ・ 組織的な業務実施の徹底、契約の進捗管理の仕組みの構築等の再発防止策を講ずる。
- ・ 引き続き事実関係を確認した上で、関係職員の処分等厳正に対処する。

3. (株)SAY 企画の指名停止

(株)SAY 企画について、平成 30 年 7 月 27 日から指名停止 9 か月とする。